

事業主ニ対シ事業成後ノ提子ヲ求メタルニ事業主ニ之カ  
 發表ニ不滿意ナルヨリ其ノ發表ニ反對スルモ要領ヲ得ズ終  
 リ去レリ 而シテ九月六日夜事業主ニ見留工堀芳雄ニ對シ  
 今後工場内従業員ハ各人一日ノ仕事ノ出来高ヲ記録シ入  
 込ハ一月一回トスル云々ノ待遇制限ノ申渡シヲ為シ  
 タルニ因ル

六 経過

1. 九月七日期前記申渡シヲ受ケタル堀芳雄ハ其ノ事實ヲ法  
 野岡次ニ話シ此處ニ従業員一同協議ノ結果申渡シニ反對  
 スル事ヲ決議シ 即時佐野ヨリ事業主ニ對シ申渡シ後ニ  
 反對ナル旨申出ラタルニ、事業主ハ、反對者ハ、退職セラ  
 ン度ト添補スルヨリ、従業員ハ、己ムトナシ 即日始居  
 スルト也 他ニ紛岐セリ

2. 九月十日従業員ハ、未拂賃金ノ請求ヲナスニ事業主ハ該金  
 ハ中途退職ニシテ事業ニ支障ヲ来タシタル為メ賃金支拂  
 ヒヲナシ得スト稱シ却ツテ賃金放棄ニ關スル文書ヲ作成  
 之ニ従業員ノ署名ヲ求メントセルニツキ従業員ハ、反對  
 セリ

3. 九月十一日朝前記事實ヲ豫知セル所警察世務警察署ニ呼  
 出シ任意ヲ加フルト共ニ物産ノ結果 未拂賃金

- 佐野 一七四八一円
- 佐口 四四四一円
- 堀 一四六一円
- 和川 三九六六円
- 退職金 五十四

九月十五日支拂ヒスル事トナシ意見纏リ 九月廿日迄毎